

給大島（大島）漁港大島干潟の水産振興に向けた利活用検討業務委託に係る公募型プロポーザルの手続きを以下のとおり開始しますので公告します。

周南市長 木 村 健 一 郎

1. プロポーザルの名称及び方法

(1) プロポーザルの名称

給大島（大島）漁港大島干潟の水産振興に向けた利活用検討業務委託に係る公募型プロポーザル

(2) プロポーザルの方法

公募型プロポーザル方式

2. 業務の概要

(1) 業 務 名

給大島（大島）漁港大島干潟の水産振興に向けた利活用検討業務委託

(2) 業務の目的

本業務では、アサリ成育調査によるアサリ資源量の増大等、大島干潟の水産振興に向けた利活用の検討を実施していくものである。

(3) 業 務 内 容

- ・アサリ資源量調査
- ・水産振興に向けた検討・試験
- ・干潟保全活動

(4) 履 行 期 間

契約締結後から平成 30 年 3 月 23 日まで

3. 担当課

周南市役所 経済産業部 水産課 水産担当
〒745-0045 山口県周南市徳山港町 1-1
電 話 番 号 0834-22-8366 (直通)
F A X 番 号 0834-22-8367 (直通)
E - m a i l suisan@city.shunan.lg.jp

4. プロポーザルへの参加資格

次の①～⑥に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定する者でないこと。
- ② 参加表明書の提出時点で、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は、第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規程に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以降を審査基準とする経営事項審査を受け 更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- ③ 参加表明書の提出日時時点で、平成 28・29 年度周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）の、（大分類）4 調査・研究（設計関係を除く）の（小分類）1 調査・分析 に登録されていること。
- ④ 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- ⑥ 本業務と同様あるいは類似した業務実績を有すること。

5. 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出方法等

(1) プロポーザル実施説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

平成 29 年 8 月 21 日（月）から平成 29 年 8 月 31 日（木）まで

直接交付による場合の交付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

イ 交付場所

周南市役所 経済産業部 水産課 水産担当

ウ 交付方法

直接交付（無料）又はホームページからのダウンロードによる。

(2) 参加表明

ア 提出書類

- 様式-1「参加表明書」 1 部
- 市税の滞納の無いことの証明書
(提出日の 3 か月以内の日付のもので、コピーも可) 1 部

● 会社等の概要が分かる資料（会社案内等）

1 部

イ 提出方法

①提出期間

平成 29 年 8 月 21 日（月）午前 8 時 30 分から

平成 29 年 8 月 31 日（木）午後 5 時 15 分まで

持参による場合の受付時間は、休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

②提出先

周南市役所 経済産業部 水産課 水産担当

③提出方法

持参又は送付（いずれの方法でも提出期間内必着とする。）

(3) 企画提案書等

ア 提出書類

● 企画提案書 A4 版 自由様式 10 部

● 見積書 1 部

イ 提出方法

① 提出期間

平成 29 年 9 月 4 日（月）午前 8 時 30 分から

平成 29 年 9 月 14 日（木）午後 5 時 15 分まで

持参による場合の受付時間は、休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

② 提出先

周南市役所 経済産業部 水産課 水産担当

③ 提出方法

持参又は送付（いずれの方法でも提出期限必着とする。）

6. 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び企画提案書の作成並びに提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに参考仕様及び提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問及び回答の方法

ア 様式

様式-2「質問書」

イ 提出先

周南市役所 経済産業部 水産課 水産担当

ウ 提出方法

持参、送付、FAX 又は電子メール（いずれの方法でも受付期間内必着とする。）

エ 受付期間

● 参加表明に関する質問

平成 29 年 8 月 21 日（月）午前 8 時 30 分から

平成 29 年 8 月 28 日（月）午後 5 時 15 分まで

● 提案書に関する質問

平成 29 年 9 月 4 日（月）午前 8 時 30 分から

平成 29 年 9 月 11 日（月）午後 5 時 15 分まで

持参による場合の受付時間は、休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

オ 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、参加表明する全ての者に対して、FAX 又は電子メールにより行う。

7. 企画提案書の審査及び評価等

(1) 選定委員会

企画提案書等の審査、評価及び最も優れた企画提案書の特定は、「給大島（大島）漁港大島干潟の水産振興に向けた利活用検討業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会」において行う。

(2) ヒアリング

企画提案書受付終了後、企画提案についてヒアリングを実施する。ヒアリングの実施内容については別途通知するものとする。

(3) 結果の通知

審査において、最も優れた企画提案書として選定された企画提案書の提出者（以下「最優秀者」という。）に対し、「特定通知書」によりその旨を通知するものとする。

最も優れた企画提案書として選定されなかった企画提案書の提出者に対しては、「非特定通知書」により、特定しなかった理由を付してその旨を通知する。

8. その他

詳細は、「給大島（大島）漁港大島干潟の水産振興に向けた利活用検討業務委託公募型プロポーザル実施説明書」による。